

# 福井県報

号外第32号  
平成26年  
5月2日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1,800円郵送料共

## 公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(五三・交通規制課)……………

### 目次

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第53号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成26年5月2日

福井県公安委員会  
委員長 三浦 将司

別表第1(1)「通行を禁止する道路の区間」あわら警察署の表中

25 市道	山十楽第48号1番地先から 柿原第47号100番地の1先まで	終日	大型自動車、特定 中型自動車および 大型特殊自動車
-------	-----------------------------------	----	---------------------------------

25 市道	山十楽第49号5番地先から 柿原第47号125番地先まで	終日	大型自動車、特定 中型自動車および 大型特殊自動車
-------	---------------------------------	----	---------------------------------

49 県道(芦原温泉 停車場中川線)	春宮1丁目3番18号先から 自由ヶ丘1丁目1番2号先まで	終日	歩行者および自 転車
49 県道(芦原温泉 停車場中川線)	春宮1丁目3番18号先から 菅野第70号1番地先まで	終日	歩行者および自 転車

52 市道	自由ヶ丘1丁目1番2号先から 自由ヶ丘1丁目2番14号先まで	終日	歩行者および自 転車
-------	-----------------------------------	----	---------------

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」福井警察署の表中

改め、同表に次のように加える。

1 市道	順化1丁目1番19号 先交差点	市道を東進して福井市役所方面へ直進し、または県道(福井丸岡線)へ右折する場合 市道を西進して順化1丁目方面へ直進し、または県道(福井丸岡線)へ右折する場合 県道(福井丸岡線)を南進して市道へ右折する場合 県道(福井丸岡線)を北進して市道へ右折する場合	午前7時から午後8時まで	車両
------	--------------------	--	--------------	----

を

1 市道	順化1丁目1番20号先交差点	市道を東進して福井市役所方面へ直進し、または県道(福井丸岡線)へ右折する場合 市道を西進して順化1丁目方面へ直進し、または県道(福井丸岡線)へ右折する場合 県道(福井丸岡線)を南進して市道へ右折する場合 県道(福井丸岡線)を北進して市道へ右折する場合	午前7時から午後8時まで	車両
------	----------------	--	--------------	----

に

改める。

別表第10(1)「最高速度を指定する区間」あわら警察署の表中

81 県道(牛ノ谷停車場線) 農道	熊坂第125号25番地先から二面2字94番先まで		約 8,500	50
-------------------	--------------------------	--	---------	----

を

81 広域農道(ツル一ツライオン) 市道	青ノ木第41号17番地1先から二面第1号10番地先まで		約 5,200	50
----------------------	-----------------------------	--	---------	----

に

改め、同表に次のように加える。

108 県道(金津インクワン線) 県道(牛ノ谷停車場線) 広域農道(ツル一ツライオン)	熊坂第129号26番地1先から青ノ木第39号11番地4先まで	約 3,400	50
---	--------------------------------	---------	----

別表第22「横断歩道設置場所」福井警察署の表中

712 市道	松本3丁目10番1号先(松本北)	交差点	1
--------	------------------	-----	---

を

712 削除			
--------	--	--	--

に

改める。

別表第22「横断歩道設置場所」あわら警察署の表に次のように加える。

280 広域農道(ツル一ツライオン)	滝第60号1番地先(滝白山神社)	交差点	1
--------------------	------------------	-----	---

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」福井警察署の表に次のように加える。

134 県道(福井丸岡線)	高木町第23号3番地1先(高木2丁目)	南側および北側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること	車両
135 市道	高木2丁目1401番地先(高木2丁目西)	南東側および北西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること	車両

別表第23(1)「進行方向別通行区分を指定する場所」大野警察署の表に次のように加える。

26 一般国道476号	明倫町8番12号先(三番六間)	東側および西側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること	車両
27 一般国道476号	明倫町3番37号先(結ステーション前)	東側から入ろうとするとき、標示の区分に従い通行すること	車両

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 福井警察署の表に次のように加える。

134 県道(福井丸岡線)	高木町第23号3番地1先 高木2丁目交差点から	南方約30メートル	2	終日
		ルまでの北進車線		
135 市道	高木2丁目1401番地先 高木2丁目西交差点から	北方約30メートル	2	終日
		ルまでの南進車線		
		南東方約30メートル		
		トルまでの北西進車線		
		北西方約30メートル		
		トルまでの南東進車線		

別表第27(2)「車両通行帯(交差点付近等)を設ける区間」 大野警察署の表に次のように加える。

26 一般国道476号	明倫町8番12号先 三番六間交差点から	東方約30メートル	2	終日
		ルまでの西進車線		
		西方約30メートル		
		ルまでの東進車線		
27 一般国道476号	明倫町3番37号先 結ステーショソ前交差点から	東方約30メートル	2	終日
		ルまでの西進車線		

